

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

横浜市長

公表日

令和7年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号 以下、支援法)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>(1)教育・保育給付認定に関する情報管理、支給認定証の発行・管理 保育所等(※1)を利用するようとする保護者の教育・保育給付認定の申請および認定事由の変更申請を受け付け、子どもに対して1号認定(※2)、2号認定(※3)、3号認定(※4)の各認定を行い、教育・保育給付認定決定通知書の発行等を行う。また毎年の現況確認のたびに、認定状況が適正かどうか確認する。</p> <p>(2)利用者の負担区分(※5)決定 子どもの世帯状況及び世帯員の市民税課税状況等を確認し、保育所等を利用する際の負担区分を決定し、保護者に通知する。(毎年の現況届出の手続きを含む。)</p> <p>また、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>(3)保育施設の利用調整 保育施設(※6)の利用申請を受けて利用調整を行い、利用又は保留を決定し通知を行う。保育施設を利用する子どもについては施設との契約状況を、保育施設については利用人数をそれぞれ管理し、次の利用調整等に用いる。</p> <p>(4)措置による保育利用における利用料徴収 通常の入所手続きではなく、市の職権にて保育措置を取った際に、その利用料を徴収する手続きに用いる。</p> <p>また、2号認定・3号認定の教育・保育給付認定の申請、保育施設の利用申請及び現況確認については、マイナポータル(※7)を利用した電子申請によっても行う。</p> <p>(※1)保育所等 幼稚園、認定こども園、認可保育所、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所</p> <p>(※2)1号認定 満三歳以上の小学校就学前子ども(2号認定に該当するものを除く。)</p> <p>(※3)2号認定 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>(※4)3号認定 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</p> <p>(※5)負担区分 保育所等を利用する際、保護者が支払う利用料を階層化した区分</p> <p>(※6)保育施設 保育所等のうち、幼稚園および認定こども園(幼稚園利用)を除く施設</p> <p>(※7)マイナポータル 国が運営するインターネット上のサイト</p> <p>教育・保育給付は、支援法に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に支給される給付である。</p> <p>教育・保育給付の支給要件に該当する者が、給付の支給を受けようとする時は、住所地の市町村に申請書を提出し、認定を受けなければならないと定められている(支援法第20条)。また、市町村は認定した受給者に対し、教育・保育給付を支給することとなっている。</p> <p>また、市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合には利用について調整を行うものとする。(児童福祉法第24条)</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <p>○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、オンライン申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 子ども・子育て支援システム 2. 統合番号連携ファイル 3.認定・利用電子申請データファイル	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の9項及び127項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第7号)第8条第1項第7号及び第68条第1項第1号から第7号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <ul style="list-style-type: none"><選択肢>1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17項及び155項・番号法第19条第8号に基づく主務省令第19条及び第157条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	横浜市 こども青少年局 保育・教育部 保育・教育認定課
②所属長の役職名	保育・教育認定課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882
	鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680
	神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021
	西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321
	中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121
	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112
	港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321
	保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221
	旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023
	磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335
	金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721
	港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221
	緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220
	青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221
	都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222
	戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321
	栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335
	泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335
	瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区ニッ橋町190 045-367-5635

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	横浜市こども青少年局保育・教育部保育・教育認定課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-0253
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠

・申請書等の紙媒体及び電子媒体については、施錠できる保管庫等に保管している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	----------	--

当該対策は十分か【再掲】

[]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
平成30年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)支給認定に関する情報管理、支給認定証の発行・管理 保育所等(※1)を利用しようとする保護者の支給認定の申請および認定事由の変更申請を受け付け、子どもに対して1号認定(※2)、2号認定(※3)、3号認定(※4)の各認定を行い、支給認定証の発行等を行う。	(1)支給認定に関する情報管理、支給認定証の発行・管理 保育所等(※1)を利用しようとする保護者の支給認定の申請および認定事由の変更申請を受け付け、子どもに対して1号認定(※2)、2号認定(※3)、3号認定(※4)の各認定を行い、支給認定決定通知書の発行等を行う。	事後	当該項目の変更が重要な変更に該当しないため
平成30年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(3)保育施設の利用調整 保育施設(※6)の利用申込を受けて利用調整を行い、利用又は保留を決定し通知を行う。	(3)保育施設の利用調整 保育施設(※6)の利用申請を受けて利用調整を行い、利用又は保留を決定し通知を行う。	事後	当該項目の変更が重要な変更に該当しないため
平成30年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	また、2号認定・3号認定の支給認定の申請及び保育施設の利用申請については、マイナポータル(※7)を利用した電子申請によっても行う。	事前	今後実施予定の変更内容であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	(※7)マイナポータル 国が運営するインターネット上のサイト	事前	今後実施予定の変更内容であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	子ども・子育て支援システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	事前	今後実施予定の変更内容であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	1.子ども・子育てデータベースファイル	1.子ども・子育て支援システム	事後	当該項目の変更が重要な変更に該当しないため
平成30年8月24日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(追加)	3.認定・利用電子申請データファイル	事前	今後実施予定の変更内容であるため
平成30年8月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(追加)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3および第59条の2	事後	記載内容の整理(主務命令の発出)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月24日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1212 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	事後	当該項目の変更が重要な変更に該当しないため
令和1年9月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(1)支給認定に関する情報管理、支給認定証の発行・管理 保育所等(※1)を利用しようとする保護者の支給認定の申請および認定事由の変更申請を受け付け、子どもに対して1号認定(※2)、2号認定(※3)、3号認定(※4)の各認定を行い、支給認定決定通知書の発行等を行う。また毎年の現況確認のたびに、認定状況が適正かどうか確認する。	(1)教育・保育給付認定に関する情報管理、支給認定証の発行・管理 保育所等(※1)を利用しようとする保護者の教育・保育給付認定の申請および認定事由の変更申請を受け付け、子どもに対して1号認定(※2)、2号認定(※3)、3号認定(※4)の各認定を行い、教育・保育給付認定決定通知書の発行等を行う。また毎年の現況確認のたびに、認定状況が適正かどうか確認する。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和1年9月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、2号認定・3号認定の支給認定の申請及び保育施設の利用申請については、マイナポータル(※7)を利用した電子申請によっても行う。	また、2号認定・3号認定の教育・保育給付認定の申請及び保育施設の利用申請については、マイナポータル(※7)を利用した電子申請によっても行う。	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和1年9月18日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(※2)1号認定 幼稚園に通う、満三歳以上の小学校就学前子ども(2号認定に該当するものを除く。)	(※2)1号認定 満三歳以上の小学校就学前子ども(2号認定に該当するものを除く。)	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和1年9月18日	II. しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和1年9月18日	II. しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和1年9月18日	II. しきい値判断項目 3.重大事故	発生あり	発生なし	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月27日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①所属長の役職名	給付・支給認定担当課長	給付・認定担当課長	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和2年7月27日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3884	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和2年7月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市こども青少年局子育て支援部 保育・教育運営課 神奈川県横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-3990	横浜市こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-0253	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和3年5月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条7号 別表第二 13項および116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3及び第59条の2	【照会】 番号法第19条7号 別表第二 13項および116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3及び第59条の2の2	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和3年5月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	横浜市 こども青少年局 保育・教育運営課 給付・認定担当課長	横浜市 こども青少年局 保育・教育認定課 保育・教育認定課長	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和3年5月7日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
令和3年5月7日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-0253	横浜市こども青少年局子育て支援部保育・教育認定課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-0253	事後	誤字・脱字の修正、表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	また、2号認定・3号認定の教育・保育給付認定の申請及び保育施設の利用申請については、マイナポータル(※7)を利用した電子申請によっても行う。	また、2号認定・3号認定の教育・保育給付認定の申請、保育施設の利用申請及び現況確認については、マイナポータル(※7)を利用した電子申請によっても行う。	事前	
	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども・子育て支援システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	子ども・子育て支援システム、福祉保健システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能、オンライン申請管理システム	事後	リスクを相当程度変動させるものではないため、重要な変更に当たらない
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法) 第9条第1項 別表第一 8項及び94項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第7号及び第68条第1号から6号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表の9項及び127項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(令和6年デジタル庁・総務省令第7号)第8条第1項第7号及び第68条第1項第1号から第7号	事後	表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条7号 13項および116項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3及び第59条の2の2	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の17項及び155項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第19条及び第157条	事後	表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	横浜市こども青少年局子育て支援部保育・教育部認定課	横浜市こども青少年局保育・教育部保育・教育部認定課	事後	表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市 中区本町6-50-10 045-671-3882	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区 本町6-50-10 045-671-3882	事後	表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	横浜市こども青少年局子育て支援部保育・教育認定課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-0253	横浜市こども青少年局保育・教育部保育・教育認定課 神奈川県横浜市中区本町6-50-10 TEL:045-671-0253	事後	表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
	II. しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
	II. しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	表現の軽微な修正のため重要な変更に当たらない
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(追加)	十分である	事後	
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(追加)		事後	